

「令和2年版法令教本」お詫びと訂正のご案内

「令和2年版法令教本」をご購入頂きまして、誠にありがとうございます。

本書の内容に誤りがございました。この度はご迷惑おかけ致しまして誠に申し訳ございません。

訂正してお詫び致します。

※赤字が訂正になります

頁数	訂正内容	
113P 上から3行目 ▪ 特定整備事業者の遵守事項<施行規則第62条の2の2>1項(5)	(誤)	当該電子制御装置点検整備
	(正)	当該電子制御装置整備

頁数	訂正内容	
113P 上から19行目 ▪ 特定整備事業者の遵守事項<施行規則第62条の2の2>1項(7)	(誤)	ハ. 特定整備及び電子制御整備を行う事業場
	(正)	ハ. 分解整備及び電子制御整備を行う事業場

頁数	訂正内容	
113P 最下段 ▪ 特定整備事業者の遵守事項<施行規則第62条の2の2>3項	(追加)	3. 前項の届出書には、整備主任者が1級もしくは2級の自動車整備士の技能検定（電子制御装置整備を行う事業場にあつては、1級の自動車整備士の技能検定（1級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長もしくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（整備主任者が電子制御装置整備を行う事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない